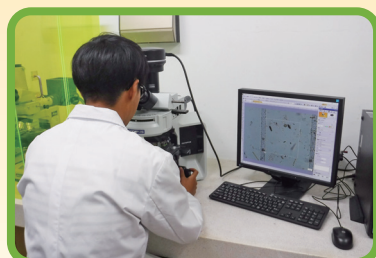


山口県 食の安心・安全推進基本計画

第3次改定版

2022(令和4)年度～2026(令和8)年度



2023(令和5)年3月

山口県

1 計画改定の趣旨

県では、食の安心・安全の確保に向けた取組の一層の推進を図るため、2008（平成20）年12月に、県、食品関連事業者、消費者の責務と役割を明確化するとともに、食の安心・安全に関する施策の基本となる事項を定めた山口県食の安心・安全推進条例を制定しました。

この条例に基づき、消費者の視点に立って実効性のある対策を実行するため、2010（平成22）年3月に山口県食の安心・安全推進基本計画を策定し、その後、2013（平成25）年3月に第1次改定を、2018（平成30）年11月に第2次改定を行い、本県における食の安心・安全に関する幅広い分野の施策を総合的に推進してきました。

こうした中、近年、食品衛生法等の改正をはじめ、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による生活様式の変化や、SDGsの理念を踏まえた社会経済全体の構造変革への対応など、食の安心・安全を巡る情勢は大きく変化しています。

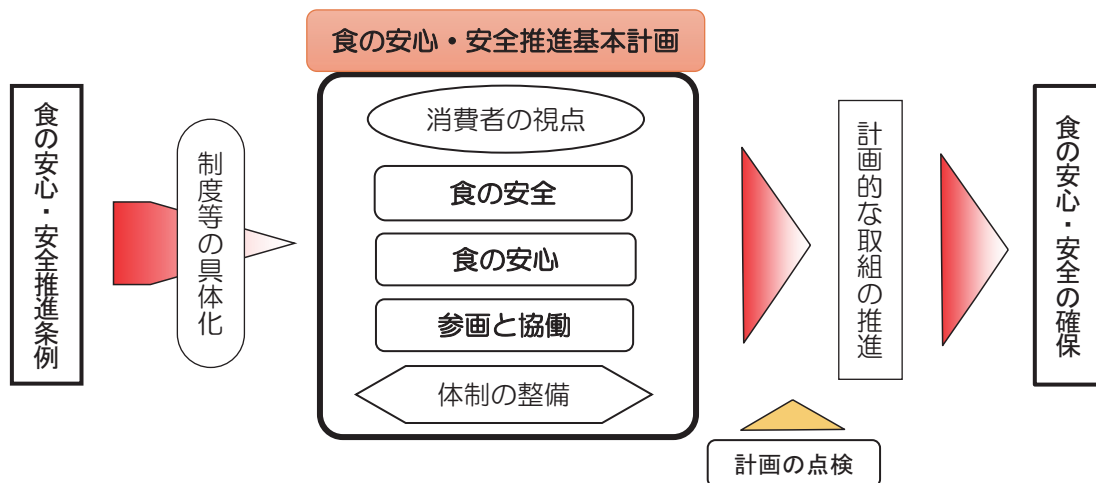
このような社会経済情勢の変化や、これまでの取組状況や課題を踏まえて、県政運営の指針となる新たな総合計画の策定に合わせ、第3次改定を行います。

2 計画期間

2022（令和4）年度～2026（令和8）年度（5年間）

3 計画の構成

条例の基本理念である県民の健康の保護と食品の信頼性の確保が最も重要であるという基本的認識の下、「食の安全」、「食の安心」、「参画と協働」の3つの大きな柱を基本として、消費者の視点に立った取組を推進します。

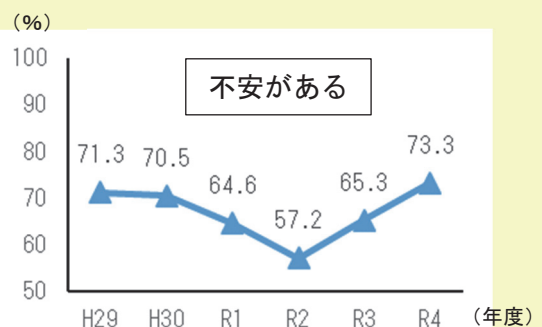


食に対する県民の意識

県民の「食に対する不安」は令和3年度以降、増加傾向にあります。

《不安の主な要因》

- ・ 輸入食品の安全性（84.9%）
- ・ 細菌やウイルスなどによる食中毒（75.4%）
- ・ 食品添加物の安全性（74.6%）
- ・ 農産物への農薬等の残留（72.8%）

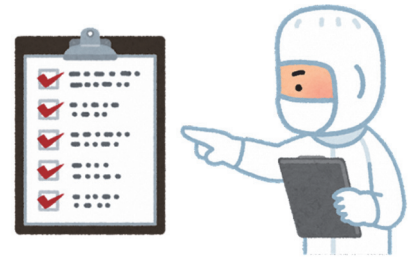


（令和4年度県政世論調査結果）

1 食の安全 ～生産から消費に至る食品の安全性の確保～

(1) 自ら実施する食品の安全確保に向けた取組の促進

- ・H A C C P 指導チームによる製造現場等での実践的できめ細かい指導・助言
- ・H A C C P に沿った衛生管理の適切な実施に向けたオンラインによる従業員向け講習会の開催
- ・自主回収届出制度の徹底による県民の健康被害の未然防止 等



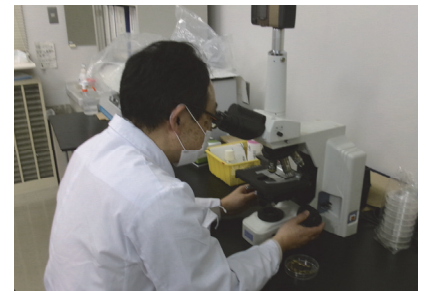
(2) 生産段階での安全性の確保

- ・農薬の適正使用に向けた指導や農薬販売業者への立入検査
- ・鳥インフルエンザのモニタリングや防疫演習の実施
- ・水産用医薬品の適正使用指導や貝毒プランクトンのモニタリングの実施
- ・農薬等の残留基準に違反した農林水産物の出荷制限
- ・生産部局と連携した食肉衛生検査の実施 等



(3) 製造・加工、流通段階での安全性の確保

- ・H A C C P 指導チームによる効果的な監視指導・検査の実施
- ・重点的な監視等による食中毒等の未然防止や拡大・再発防止
- ・山口県食品衛生監視指導計画に基づく食品の残留農薬、食品添加物、成分規格等の検査の実施
- ・食品検査の信頼性確保に向けた対応 等



3 参画と協働 ～地域社会

(1) 県民運動の推進

- ・SNSを取り入れた食の安心モニターや食の安心コミュニティ活動リーダーの育成・活動
- ・オンラインによる施設見学やWEB会議方式による意見交換会の開催
- ・デジタルサイネージ等を活用した食品衛生月間などの周知・啓発 等

(2) 食育の推進

- ・家庭、学校、保育所、地域等における食育の推進
- ・食品関連事業者、ボランティア等との連携した県民運動の展開 等



2 食の安心～食に関する信頼性の向上と積極的な情報の提供～

(1) 食品表示適正化に向けた自主的な取組の促進

- ・食品表示の管理の体制を段階的に評価する食品表示ステップアップ制度の創設
- ・eラーニングを用いた食品表示講習会の開催 等



(2) 関係機関が連携した食品表示の監視

- ・関係機関と連携した機動的な監視指導の実施
- ・食の安心モニターによる継続的なモニタリング 等



(3) リスクコミュニケーションの推進

- ・やまぐち食の安心・安全推進協議会の構成団体による生産者・事業者と消費者の意見交換会の開催
- ・オンラインによる施設見学や講習会の実施 等

(4) 食の安心・安全に関する情報の積極的な発信

- ・SNSの活用等による若い世代に向けた食の安心・安全に関する情報の積極的な発信
- ・食の安心・安全お届け講座等の県民を対象とした講習会の開催
- ・食の安心ダイヤルや食の安心相談室による相談等への適切な対応 等



全体で取り組む食の安心・安全～

(3) 地産・地消の推進

- ・販売協力店、やまぐち食彩店などの地産・地消推進拠点の拡大
- ・デジタルサイネージやぶちうま！アプリ等、県独自のデジタルツールを活用した需要拡大の取組
- ・学校給食における地場産食材の使用の促進 等



4 重点的な取組

これまでの取組を踏まえ、国の制度改正や今後の課題に的確に対応するため、重点的な取組を設定します。

(1) 自ら実施する衛生管理の充実化や食品表示適正化に向けた取組の促進

食品関連事業者の自主的な取組の促進に向けた支援を実施

- ➡ ・HACCPに沿った衛生管理の適切な運用に向けた助言
- ・食品表示制度の周知徹底 等

(2) 県民の食品安全に関する理解の促進

県民の食に対する信頼の確保

- ➡ ・デジタル技術をはじめとする様々な手法を活用した食の安心・安全に関する情報の積極的な発信

食品関連事業者、消費者、県が一体となった、食の安心・安全に関する機運の醸成

- ➡ ・やまぐち食の安心・安全推進協議会等を通じた食品関連事業者との連携強化
- ・消費者の自主的な活動の支援による食に関する幅広い理解の促進

(3) 監視・検査等による安全確保の徹底

食品の安全性確保に向け、生産から消費に至る一貫した監視指導や検査等を効果的かつ継続的に実施

(4) 生産者・事業者の法令遵守の徹底

生産者・事業者が、食の安心・安全の確保に第一義的責任を有することを認識し、関係法令に基づき、適切な措置を講ずるため、法令遵守の徹底を企図

5 計画の推進体制

有識者等で構成する山口県食の安心・安全審議会において、取組の進捗状況や今後の課題等について、情報共有を図った上で、審議会委員の意見を聴きながら適正な進行管理に努めます。

また、計画の進捗状況や施策の取組状況等については、県ホームページ等を通じて、県民に広く公表します。




©山口県



○計画に基づく取組や施策を着実に推進するため、数値目標を設定しています。

【主な数値目標】

分類	指標名	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
食の安全			
	HACCP監視指導の実施率	—	100%
	食中毒発生件数（過去5年間平均）	7.8件	減らす
	収去検査の実施率	98.1% (令和元年度)	100%
食の安心			
	食品表示監視実施件数	1,360件/年	維持する
	リスクコミュニケーションの実施回数	21回/年	45回/年
	若い世代を対象とした講習会等への参加者数	636人/年 (令和元年度)	維持する
参画と協働			
	食品に対する県民の不安	73.3% (令和4年度)	減らす
	やまぐち食べきり協力店店舗数（累計）	357店舗	420店舗以上
	地産・地消推進拠点の新規設置数	—	100施設 (令和4～8年度累計)

食品に関する相談	食の安心・安全に関する情報
<p>食品表示や食品衛生などの食品に関する相談は、食の安心ダイヤルや食の安心相談室にお問い合わせください。</p> <p>◆食の安心ダイヤル 電話番号 083-933-3000</p> <p>◆食の安心相談室 場所 県庁2階 生活衛生課横 (山口市滝町1-1)</p> <p>※ いずれも受付時間は 月～金曜日 8:30～17:15 (祝祭日・年末年始は除く)</p>	<p>山口県食の安心・安全推進基本計画(第3次改定版)の内容や、山口県における食の安心・安全に関する取組は、食の安心総合情報ホームページでご覧になれます。</p> <p>https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/39/19455.html</p> <p>検索キーワードは、</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">山口県食の安心総合情報</div> 

お問い合わせ先

山口県 環境生活部 生活衛生課 食の安心・安全推進班
〒753-8501 山口市滝町1-1
TEL: 083-933-2974 FAX: 083-933-3079
e-mail: a15300@pref.yamaguchi.lg.jp